

求人活動等の規制状況

学校 事項	中学校	高等学校	大学等	
求人要項 募集要項	企業が作成する求人要項は、求人票の内容を補足し、事業内容・職務内容などについて、応募者の理解を深めるためのものです			
	<ul style="list-style-type: none"> ・原則としてA4判・タテ長・左綴じ ・求人票の記載内容と異なった内容でないこと ・求人要項はハローワークで規格と内容について、印刷前に確認を受け、表紙の右上部に「求人者管轄ハローワーク名」及び「求人番号」を明記すること ・出来上がった求人要項はハローワークに1部提出すること 			
	中学校への送付は、あらかじめハローワークに相談すること	7月1日以降、求人票に添付して学校へ直接送付すること		
文書募集	新規学卒者を対象とした新聞・出版物等による募集については、生徒が職業などについての知識・経験が乏しいため、職業選択に当たって、学校・ハローワークが十分職業指導する必要があることから規制しています			
	禁止 (中学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・6月末日まで禁止(高校) ・7月以降に文書募集する場合はハローワークへ申込みをした求人であること ・求人者管轄ハローワーク名・求人番号が記載されていること ・求人票記載内容と同じ内容であること ・応募の受付は学校を通じて行うこと 		
企業案内 (ガイドブック)	企業案内(企業の概要を主とするもの)	文書募集と認められる項目(採用予定人員、採用予定にかかる初任給その他の労働条件、採用方法)は削除し、会社の概要説明(会社案内)のみにすること		
	就職案内(就職手続等募集概要を主とするもの)	禁止	7月1日以降は条件付(「文書募集」と同じ)で可	
家庭訪問		求人者が家庭訪問し、直接生徒・学生・保護者に働きかけることは、一切禁止しています		
学校訪問		禁止	求人票返戻日以降、学校の了解を得たうえ訪問可(原則として夏季・冬季休業期間中及び9月5日～15日を除く ただし、夏季休業期間中は、学校と連絡のうえ訪問すること)	あらかじめ大学等へ連絡のうえ訪問すること
利益供与		禁止		
雇用開始時期		雇用(実習期間中の講習等を含む)は、満15歳に達した日以後の最初の4月1日からとする	雇用(実習期間中の講習等を含む)は卒業後とする	